

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成29年1月25日（平成29年（行情）諮問第29号）

答申日：平成29年9月29日（平成29年度（行情）答申第252号）

事件名：特定の判決文に記載の「施業案」に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月18日付け特定記号第147号-1により特定森林管理局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書（不服申立書）の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書及び審査請求人が添付している資料の内容は省略する。）。

訴訟で、林野庁が自らの正当性の根拠とした明治40年の施業案が「保有していない」との理由で不開示と決定されたことに対し、驚きを禁じ得ません。

これは、林野庁が公的な機関としての立場を忘れ、訴訟に勝つために、事実を隠ぺい・ねつ造したことを、自ら認めたこととなります。

しかし、このことが事実とすれば、先に開示された甲2号証、3号証、4号証の存在自体が疑問となってきます。

境界査定を行い、それに基づき査定図を作成し、更に、測量を行い、施業案を作成するのが一連の国有林の管理運営であるとするならば、肝心の施業案を作成しないのに、なぜこの時点で査定を行い、測量を実施する必要があったのでしょうか。

また、先に開示された、明治41年3月の「特定事業区基本図」は、どのような過程を経由して作成されたのかも疑問となってきます。

特定国有森林地籍台帳に記載された国有林（5,896町）に関する施業案が存在しないのに、どうして、それを含む「特定事業（15,242

町)」で、林班、小林班が設定され、施業案に等しいものの編成が可能となるのでしょうか。

明治40年に作成された施業案は、先に行った、境界査定、測量を基に編成されたが、その中には、林野庁の不利となる記載があるために、不開示としたとすれば、法の趣旨に反するものであり、速やかに隠ぺいすることなく開示することを求めます。

なお、仮に、保有していないことが事実とすれば、訴訟において虚偽の事実を陳述したこととなることを申し添えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分における開示決定の状況等

審査請求人の行政文書開示請求に対し、処分庁は、開示請求された行政文書については、保有していないことから不開示決定を行った。

2 訴訟について

特定村内の特定の国有林は、明治時代以降、国有林として管理されてきたが、特定年以降に複数の者が当該国有林が民有地であると主張するようになったことから、国は、特定年月 a に土地の所有権確認訴訟を特定地方裁判所に提起（以下「本件訴訟」という。）し、特定年月 b に特定地方裁判所が国の請求を認容する旨の判決を言い渡した。

その後、特定高等裁判所及び最高裁判所において審理されたが、いずれも国の所有を認める判決が言い渡された。

3 原処分を維持する理由

処分庁において、「土地所有権確認請求訴訟（本訴）判決文4項に、「明治40年に右国有林について初めて施業案を編成」と記載されている「施業案」」について、特定森林管理局の事務室内の書類棚、文書を保管している倉庫及び電子記録媒体を探索したが、保有していることは確認できなかったことから、不開示としたものである。

なお、裁判が確定するまで当該施業案を保有していたとしても、裁判が確定した時点の文書管理規程等による同種の文書の保存期間は5年であることから、開示決定時に当該行政文書を保有している事実はない。

以上の理由から、本件審査請求に係る行政文書について、不開示とした処分庁の判断は妥当であり、原処分を維持することが適当である。

4 その他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記3の判断を左右するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月27日 審査請求人から意見書及び資料を收受

④ 同年9月14日 審議

⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしている。

本件開示請求書を見ると、その「1 請求する行政文書の名称等」欄には、「土地所有権確認請求事件（本訴）判決文4項に、「明治40年に右国有林について初めて施業案を編成」と記載されている「施業案」との記載がされた上で、特定の民事事件に係る判決書の抜粋部分（1枚）の写し（以下「添付書面」という。）が添付されている。そのため、本件開示請求に対しては、本来、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないでこれを拒否（存否応答拒否）すべきであったとも考えられることから、以下、この点について検討する。

2 存否応答拒否とすべきであったかについて

(1) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、添付書面には、土地所有権確認訴訟において係争対象とされた特定国有林に係る管理の経緯、関係するとされた特定の土地の地番に係る情報のほか、当該事件の被告の主張内容等が具体的に記載されていることが認められる。

そうすると、本件開示請求の対象となる文書の存否を答えることは、添付書面に記載された内容から、特定の者が国有林に関して訴訟を提起されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

(2) 諮問庁から添付書面に相当すると考えられる判決書の写しの提示を受け、当審査会において確認したところ、当該判決書は、特定個人らが被告とされた土地所有権確認訴訟（本件訴訟）に係るものであることが認められる。

添付書面では、特定国有林の具体的な地番等が黒塗りされており、本件訴訟における判決の内容が広く一般に入手可能であるとも認められないから、本件開示請求書及び添付書面に記載された情報は、被告とされた特定個人らを識別することができるものとはいえない。

しかし、添付書面には、上記(1)のとおり、本件訴訟に関する具体的な事実関係等が記載されており、これらによれば、本件開示請求書及び添付書面に記載された情報のみによっても、関係者など一定範囲の者には当該事件の被告が特定個人らであることが特定される可能性は否定できず、特定個人らが本件訴訟を提起された事実が知られることとなっ

て、その権利利益を害するおそれがあることは否定し難い。

したがって、本件存否情報は、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

(3) そして、本件存否情報については、法5条1号ただし書イに規定する公表慣行があるとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

(4) 以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて存否応答拒否とする意義はない。

したがって、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件においては、上記2のとおり、本来は法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったが、その点を措いたとしても、本件の原処分には、以下のとおり、不適切な点があったと認められる。

すなわち、原処分に係る不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

土地所有権確認請求事件（本訴）判決文４項に、「明治４０年に右国有林について初めて施業案を編成」と記されている「施業案」